



2024年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社アウトソーシング  
代 表 者 名 代表執行役会長兼社長 土井 春彦  
(コード番号：2427 東証プライム)  
問 合 せ 先 執 行 役 梅原 正嗣  
経 営 管 理 本 部 管 掌  
電 話 03-3286-4888 (代表)

会 社 名 株式会社BCJ-78  
代 表 者 名 代表取締役 杉本 勇次

### 株式会社BCJ-78による株式会社アウトソーシング（証券コード：2427）の 株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社BCJ-78は、本日、株式会社アウトソーシングの普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社BCJ-78（公開買付者）が、株式会社アウトソーシング（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2024年2月27日付「株式会社アウトソーシング（証券コード：2427）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2024年2月27日

各位

会社名 株式会社BCJ-78

代表者名 代表取締役

杉本 勇次

## 株式会社アウトソーシング（証券コード：2427）の株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社BCJ-78（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社アウトソーシング（証券コード：2427、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2024年2月28日より開始することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本公開買付けの内容

##### (1) 対象者の名称

株式会社アウトソーシング

##### (2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

##### (3) 買付け等の期間

###### ① 届出当初の買付等の期間

2024年2月28日（水曜日）から2024年3月27日（水曜日）まで（20営業日）

###### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2024年4月10日（水曜日）までとなります。

##### (4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,755円

##### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数 126,002,608株

買付予定数の下限 83,961,300株

買付予定数の上限 一株

##### (6) 決済の開始日

2024年4月3日（水曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は、2024年4月17日（水曜日）となります。

(7) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社  
auカブコム証券株式会社（復代理人）

東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社BCJ-77（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2023年10月2日に設立された株式会社です。本日現在、ベインキャピタル、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

ベインキャピタルは全世界で約1,750億米ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、50名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組を進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの企業価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社システム情報、株式会社IDAJ、株式会社エビデント（旧オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）、株式会社ネットマーケティング、株式会社トライステージ、株式会社Linc'well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現STORES株式会社）、株式会社ニチイ学館、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）、株式会社Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社）等、31社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来約300社、追加投資を含めると約1,150社以上に対しての投資実績を有しております。

公開買付者の2023年12月8日付「株式会社アウトソーシング（証券コード：2427）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において公表しておりましたとおり、公開買付者は、①対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと、②本公開買付けにおける公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及びその他の本公開買付けを含む対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保すべく、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同することについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと、③対象者が2023年12月8日付で公開買付者との間で締結した公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）に定める対象者による表明及び保証（注1）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること、④本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務（注2）が重要な点において全て履行又は遵守されていること、⑤公開買付者と対象者の創業者であり代表執行役会長兼社長である土井春彦氏（以下「土井氏」といいます。）との間の本応募契約（以下に定義します。以下同じです。）が2023年12月8日付で適法かつ有効に締結され、かつ変更されずに存続していること（ただし、公開買付者と土井氏が本応募契約を合意解除する場合を除きます。）、⑥対象者において、本公開買付契約締結後に剰余金の配当が行われておらず、対象者の株主総会又は取締役会において、本公開買付契約締結日以降の日に実施される剰余金の配当その他の処分に関する議案（当該議案を目的事項とする株主総会を招集する旨の議案を含みます。）が承認されておらず、対象者の株主により、剰余金の配当議案を目的事項とする株主提案又は臨時株主総会の招集請求がなされていないこと（ただし、⑥以外の本公開買付前提条件（以下に定義します。）のいずれもが充足又は放棄されるまでにかかる株主提案又は臨時株主総会の招集請求が撤回された場合を除きます。）、⑦対象者から、対象者に係る未公表の重要事実等（法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実（ただし、同条第4項に従い公表されているものを除きます。））が存在しないこと及び同法第167条第2項に定める

公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（ただし、本公開買付け及び同条第4項に従い公表されているものを除きます。）を認識していないことの確認が得られていること、⑧本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと、⑨国内外の競争法令等及び投資規制法令等上のクリアランスの取得が完了していること、⑩本公開買付け契約で合意された本公開買付けの撤回事由に該当する事象が発生していないこと、⑪対象者が2023年11月2日に公表した対象者及び対象者グループ5社において雇用調整助成金の不正受給に該当する可能性が高いと認められたこと、アウトソーシングテクノロジーにおいて募集費の支出先である委託業者の選定に元役員が関与をしていたこと等（以下「本不適切申請等事案」といいます。）に起因又は関連して、対象者が同年11月14日に公表した「過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」（以下「本訂正」といいます。）に記載の金額を超える損害、損失、費用その他の金銭の支払義務（当該超過額の総額が20億円を超えない場合を除きます。）を負担しておらず、かつ、その客観的かつ具体的なおそれもないこと、⑫本公開買付け契約締結日以降、対象者、連結子会社225社及び持分法適用会社2社（以下「対象者グループ」といいます。）において、対象者の2021年12月28日付「調査委員会調査報告書の受領に関するお知らせ」において公表された不適切な会計処理事案（以下「不適切会計事案」といいます。）及び本不適切申請等事案を除き、本不適切申請等事案及び不適切会計事案と類似し、又はこれらの問題に関連する法令等又は司法・行政機関等の判断等の重大な違反行為（対象者の2023年12月期から2026年12月期までの各事業年度における対象者の事業計画上の営業利益の金額の累計額に10%以上の影響を及ぼすと客観的かつ合理的に認められるものに限ります。）が判明しておらず、又はかかる行為が生じた旨が公表されていないこと、⑬本公開買付け契約締結日以降、対象者グループにおいて、法令等又は司法・行政機関等の判断等に重大な違反がある行為（対象者の2023年12月期から2026年12月期までの各事業年度における対象者の事業計画上の営業利益の金額の累計額に10%以上の影響を及ぼすと客観的かつ合理的に認められるものに限ります。）が判明しておらず、又はかかる行為が生じた旨が公表されていないこと、⑭対象者グループが、対象者グループの既存借入契約の相手方から、本不適切申請等事案及び本訂正（これらの事象に関連して計算書類等の監査に遅延又は不履行が生じることを含みます。）を理由として生じた期限の利益の喪失を請求しないことについて承諾を取得していること、又は当該承諾に代わる公開買付け者が合理的に満足する措置がとられていることを本公開買付け開始の前提条件（以下「本公開買付け前提条件」と総称します。）としており、本公開買付け前提条件が充足された場合（又は公開買付け者により放棄された場合）に、対象者株式を本公開買付けにより取得することを予定しておりました。

（注1）本公開買付け契約に基づく対象者による表明及び保証の内容については、本公開買付けに係る公開買付け届出書をご参照ください。

（注2）本公開買付け契約に基づく、対象者の義務の内容については、本公開買付けに係る公開買付け届出書をご参照ください。

その後、ベインキャピタルは、2024年1月30日、対象者より、同日時点で、国内外の競争法令等及び投資規制法令等上のクリアランスの取得及び本応募契約が変更されずに存続していることを除くその他の本公開買付け前提条件がいずれも充足されている（本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである）旨の報告を受けました。

また、2024年2月21日（現地時間）付で、欧州連合におけるEU域内市場を歪める外国補助金に関するEU規則に基づく企業結合に関する事前届出に係る予備審査期間が満了したため、これにより、国内外の競争法令等及び投資規制法令等に基づくクリアランスの取得が全て完了いたしました（各クリアランスの取得の状況については、本公開買付けに係る公開買付け届出書をご参照ください。なお、本公開買付けに基づく対象者株式の取得について、本公開買付けに係る公開買付け届出書に記載されている許認可以外に、公開買付け者が他に必要と考える国内外の競争法令等及び投資規制法令等上のクリアランスはありません。）。

これにより、公開買付け者は、本公開買付け前提条件がいずれも充足されている（本応募契約が変更されずに存続していることを含め、本公開買付け開始時点で判断される事項については、当該時点で充足される見込みである）と判断いたしました。

さらに、公開買付け者は、公開買付け者及び対象者における本公開買付け開始に向けた法及び東京証券取引所における開示規制並びに実務手続上必要となる準備が整ったこと、及び2024年2月27日、対象者か

ら、本特別委員会が2023年12月8日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更はないことを内容とする追加答申書を、同日に本特別委員会から取得した旨の連絡を受け、2024年2月27日付で本公開買付前提条件がいずれも充足されたと改めて判断したため、本日、本取引の一環として、対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための本公開買付けを2024年2月28日より開始することを決定いたしました。なお、放棄された本公開買付前提条件はありません。

なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注3）に該当します。

（注3）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、土井氏との間で、2023年12月8日付で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、土井氏が所有する対象者株式の全て（対象者と土井氏との間の2023年4月30日付譲渡制限付株式割当契約書に基づき土井氏が取得した27,800株、対象者と土井氏との間の2022年4月15日付譲渡制限付株式割当契約書に基づき土井氏が取得した6,900株及び対象者と土井氏との間の2021年4月15日付譲渡制限付株式割当契約書に基づき土井氏が取得した5,800株（合計40,500株。以下「譲渡制限付株式」といいます（注4）。）を除く15,761,400株、所有割合（注5）：12.51%）を本公開買付けに応募すること、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の完了後、土井氏が5%を上限として、公開買付者親会社の普通株式を引き受けることにより出資すること（以下「本再出資」といいます。）について、公開買付者と土井氏との間で協議の上決定する旨を合意しております。なお、当該協議は本スクイーズアウト手続の完了後、遅くとも2024年中に実施することを想定しております。

（注4）各譲渡制限付株式割当契約において譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができないため、応募合意の対象から除外しております。

（注5）「所有割合」とは、対象者が2024年2月19日に公表した「2023年12月期 決算短信〔IFRS〕（連結）」（以下「本決算短信」といいます。）に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数（126,026,200株）から、本決算短信に記載された2023年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（23,592株）を控除した数（126,002,608株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じです。

本再出資の具体的な金額や時期については、本取引実行後に、ベインキャピタルと土井氏の間で協議の上決定する予定であり、現時点では未定ですが、土井氏は、本スクイーズアウト手続の完了後に、本公開買付けへの応募により取得した対価の範囲内で、その一部を公開買付者親会社に再出資することについて、公開買付者と土井氏との間で協議の上決定することを想定しております。本再出資における公開買付者親会社の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格（ただし、本スクイーズアウト手続として株式併合（下記「3.本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」の「② 株式併合」に定義します。以下同じです。）を行う場合には、株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定です。

なお、公開買付者と土井氏との間で協議により決定した場合に公開買付者親会社が土井氏から本再出資を受ける理由は、土井氏は、本取引後は、成長戦略、ビジョンの策定を行う名誉会長職に専念して、土井氏が創業以降にわたってリーダーシップを発揮して成長を遂げてきた対象者の事業基盤を維持しつつ次世代の経営体制構築に向けた引継ぎを新たに選定された経営陣に対して行い、対象者の経営に一定期間関与することを予定している中、土井氏に対して、本取引後も、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらおうことを企図したものです。土井氏による本再出資は、土井氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、BCPE Origin Cayman, L.P.（以下「BCPE Origin」といいます。）は、2023年12月8日付で、土井氏との間で株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結し、上記方針に基づき土井氏

が本公開買付け成立後も対象者の経営に一定期間関与することを合意しております。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、83,961,300株（所有割合66.63%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。すなわち、応募株券等の総数が当該下限（83,961,300株、所有割合66.63%）に満たない場合には、本公開買付けは成立せず、本取引は実行されないこととなります。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限（83,961,300株、所有割合：66.63%）以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（83,961,300株）については、本決算短信に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数（126,026,200株）から、2023年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（23,592株）を控除した株式数（126,002,608株）に係る議決権の数（1,260,026個）に3分の2を乗じた数（840,018個、小数点以下を切り上げ）から譲渡制限付株式（40,500株）に係る議決権の数（405個）を控除した数（839,613個）に対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（83,961,300株）としております。かかる買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、下記「3.本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として株式併合を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び土井氏が対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

また、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、公開買付者親会社からの出資（以下「本親会社出資」といいます。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者親会社から本親会社出資を受けることを予定しております。なお、本親会社出資により調達する金額は、本決算短信に記載の2023年12月31日現在の発行済株式総数（126,026,200株）から、2023年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（23,592株）を控除した株式数（126,002,608株）に本公開買付価格（1,755円）を乗じた金額（221,134,577,040円）を上回る金額を予定しております。また、公開買付者親会社は、本親会社出資に要する資金のうち、一部を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社並びにトラスト・キャピタル・メザニン2022投資事業組合、MCo7号投資事業組合及びMCPメザニン5投資事業有限責任組合からの借入れ（以下「本借入」といいます。）により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日までに本借入を受けることを予定しております。

### 3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

#### ① 株式売渡請求

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対して、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求に

においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員からその所有する対象者株式の全てを取得します。この場合、当該各株主の所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対して、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。対象者は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、対象者取締役会において当該株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

## ② 株式併合

本公開買付けの成立及び決済の完了後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です（本臨時株主総会の開催は2024年5月頃を想定しております。）。なお、公開買付者及び土井氏は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、対象者が2024年2月27日付で公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者は、2024年2月27日付の取締役会決議により、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、本臨時株主総会に係る基準日を2024年4月3日に設定することを決定したとのことです。なお、対象者は、公開買付期間の延長が行われた場合は、本臨時株主総会に係る基準日を延期する予定とのことです。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。この株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求す

ることができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記①及び②の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者は、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認くださいようお願いします。

#### 4. 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載の本スクイズアウト手続が実施された場合には東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの詳細については、本公開買付けに関して公開買付者が2024年2月28日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上



## 【ディスクレーム】

### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

### 【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

公開買付者及び対象者（その関連者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

### 【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又は対象者（その関連者を含みます。）は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとしします。